

公売公告及び見積価額公告

須賀川市公告第118号
令和2年9月16日

須賀川市長 橋本 克也

下記により差押財産の公売をします。

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により公告します。

1 公売財産の (注) ① 公 ② 公	<h1>公売中止</h1>	さい。 いう) です。
2 公売の方法		
3 公売の日時		30分
4 公売の場所		
5 売却決定		
6 代金納付期		

7 買受人の資格 その他の要件	① 滞納者は、公売の目的となった自己の財産を直接であると間接であるとを問わず買受けることができません。 ② 公売の実施を妨げる行為をした者又は、公売について不正な行為をした者は、入札者又は買受人となることができません。 ③ 公売財産のうち農地に対する入札に参加できる方は、農地を耕作する権利を有する方に限られます。
--------------------	---

8 配当を受ける者の 権利の申立について	この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権その他の権利を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を須賀川市長(須賀川市役所収納課あて)申し立ててください。
-------------------------	--

9 その他	① 公売保証金及び買受代金は現金(須賀川市内の銀行が振出した小切手を含む)に限ります。 ② 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、保証金の納付後でなければ入札できませんので、令和2年11月19日(木)までに公売保証金納付申込書を須賀川市役所収納課に提出の上、納付してください。 ③ 公売財産のうち農地に対する入札には、農業委員会が発行する「買受適格証明書」の提出が必要となりますので、事前に取得してください。 なお、使用貸借の設定がある農地については、買受適格証明書の申請にあたって借受人との協議が必要な場合があります。 ④ 見積価額に達した入札がなかった場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。 ⑤ 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時です。なお、公売財産の移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担となります。 ⑥ 最高価額申込者の決定前に、公売財産にかかる滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められたときは、公売を中止します。 ⑦ 買受代金の納付前に公売財産にかかる滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価額申込者の決定又は売却決定を取り消します。 ⑧ 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。 ⑨ 最高価額申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。 ⑩ 須賀川市は公売財産の引渡し義務は負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うこととなります。 また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 ⑪ 入札にかかる注意事項等の説明は、公売日の午前9時40分から行いますので、当日の9時30分までに会場にお入り下さい。
-------	---

当日持参するもの

- 1 公売保証金
別途公告する売却区分ごとの公売保証金の領収書（令和2年11月19日（木）までに納付）
- 2 本人確認ができるもの（運転免許証等）
 - ・ ご来庁される方の本人確認ができるもの。
（代理人が入札手続きをする場合には、代理人本人のもの）
 - ・ 法人として代表者が入札する場合は、商業登記簿謄本等代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください
- 3 委任状（代理人が入札手続きする場合）
 - ・ 個人の代理人が入札手続きをする場合
→ 委任者からの委任状、委任者の印鑑証明書
 - ・ 法人として代表権限のない方（従業員等）が入札手続きをする場合
→ 代表者からの委任状、代表者の印鑑証明書
- 4 印章（認印で可）
個人で入札する場合は本人の印章、法人の代表者が入札する場合は代表者印、代理人が入札手続きをする場合は代理人の印章
- 5 買受適格証明書
公売財産が農地の場合に必要です。
令和2年10月23日（金）までに農業委員会へ申請してください。

公売公告別紙（公売財産、公売保証金及び見積価格）

売却区分	公売対象財産				備考	見積価額 (最低公売価格)	公売保証金
	名称	所在	性質（地目、地積等）	数量			
1	土地	畑田字愛宕山33番	田	2,313 m ²	5筆 R6.11.30終期の賃借権設定あり	1,122,100円	120,000円
		畑田字寺前34番	田	863 m ²			
		畑田字寺前35番	田	1,749 m ²			
		畑田字寺前36番	田	1,302 m ²			
		畑田字寺前37番	田	1,557 m ²			

※ 以上の土地の表示は、登記簿の表示によります。

※ 地目の（ ）内は現況の地目となります。

※ 土地改良区の賦課金等の未納がある物件は、見積価額算出時に賦課金等の未納額を差し引いています。

公売区分1：畑田字愛宕山33番一ほか4筆



公売区分1：畑田字愛宕山33番一ほか4筆



公売区分1：畑田字愛宕山33番ほか4筆

